

居宅介護支援サービスにかかる重要事項説明書

1. 法人の概要

| | |
|--------|---------------------|
| 事業者の名称 | 一般社団法人 ヘルスケア甲賀 |
| 法人所在地 | 滋賀県甲賀市甲南町深川 2201 番地 |
| 法人種別 | 一般社団法人 |
| 代表者 氏名 | 代表理事 今村 頼子 |
| 電話番号 | 0748-86-3211 |

2. 事業所の概要

| | |
|--------------------|----------------------------------|
| 名称 | 居宅介護支援センター甲賀 |
| 事業所番号 | 2571401161 |
| 所在地 | 滋賀県甲賀市甲南町深川市場 10 番地 1 |
| 運営 | 一般社団法人 ヘルスケア甲賀 |
| 管理者氏名 | 森 由紀雄 |
| 連絡先 | 電話:0748-70-2560 FAX:0748-70-6309 |
| サービスを提供する通常の事業実施地域 | 甲賀市（信楽町を除く） |

3. 事業所の職員体制

| 従業員の職種 | 業務内容 | 人員数 |
|---------|-----------------------------|--------------------|
| 管理者 | 1 業務の管理、苦情処理等 2 居宅介護支援業務 | 常勤 1 名（介護支援専門員と兼務） |
| 介護支援専門員 | 居宅介護支援業務 | 常勤 1 名 |

4. 事業所窓口の営業日及び営業時間

| | |
|------|--|
| 営業日 | 月曜日から金曜日 祝祭日及び年末年始（12月30日から1月3日）を除く |
| 営業時間 | 9時00分から18時00分 |

5. 事業の目的及び運営の方針

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 要介護状態または要支援状態の利用者に対し、利用者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。 |
| 事業の方針 | <p>①居宅介護支援は、本人が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。</p> <p>②本人の心身の状況・環境に応じて、本人の選択に基づき、多様な事業所から、総合的・効果的に提供されるよう配慮して行う。</p> <p>③本人の意思及び人権を尊重し、特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。</p> <p>④事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、その他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。</p> <p>⑤上記の他、甲賀市の条例を遵守する。</p> |

6. 居宅介護支援サービスの内容

- ① 居宅介護支援サービス計画書作成依頼の受理
- ② アセスメントの実施
- ③ 居宅サービス計画の（ケアプラン）の作成・変更
- ④ 居宅サービスの実施
- ⑤ モニタリング（毎月1回、自宅訪問）
- ⑥ サービス提供事業所との連絡調整・サービス担当者会議実施
- ⑦ 給付管理業務
- ⑧ 苦情対応
- ⑨ 相談業務（電話、訪問、来所）
- ⑩ 要介護認定申請等支援

7. 利用料金等について ※別紙1参照

要介護または要支援認定を受けられた方は、全額介護保険適用となり、利用者の自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により、介護保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、利用者はこの重要事項説明書に定めるサービス利用料金（別紙1）の全額を事業者に対し一旦支払うものとします。なお、当事業所が発行する証明書を市町村の窓口に出すいただきますと、全額払い戻しを受けることができます。

8. その他の費用について

| | |
|-----|--|
| 交通費 | <p>利用者の自宅が、通常の事業実施地域外の場合、運営規程の定めに基づき交通費の実費を徴収いたします。</p> <p>なお、自動車を使用した場合は、通常の事業実施地域を超える地点から1kmあたり30円を乗じた額を徴収します。</p> |
|-----|--|

9. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

| | |
|------|--------------|
| 相談窓口 | 居宅介護支援センター甲賀 |
| 担当者 | 森 由紀雄 |
| 電話番号 | 0748-70-2560 |
| 対応時間 | 9時00分～18時00分 |

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

| | | |
|--------------------|------|---------------|
| 甲賀市長寿福祉課 | 所在地 | 甲賀市水口町水口 6053 |
| | 電話番号 | 0748-69-2165 |
| 滋賀県国民健康保険団体 連合会 | 所在地 | 大津市中央4丁目 5-9 |
| | 電話番号 | 077-510-6605 |

10. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のと通りの対応を致します。

①事故発生時の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村(保険者)に報告します。

②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

1.1. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

1.2. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ②また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

1.3. 秘密の保持

- ①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

1.4. 利用者自身によるサービスの選択と同意

事業者は利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は予め複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めること、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。なお当事業所の各サービス利用状況は別紙2の通りです。
 - ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
 - ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービス毎の、同一事業者によって提供されたものの割合。
- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者

の合意を図ります。なお利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）の活用により行うことがあります。その際、個人情報の適切な取扱いには留意いたします。

15. 看取り期のケアマネジメント

- ・末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

16. 高齢者虐待防止の推進

- ・利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じます。
 - ① 虐待の未然防止
 - ② 虐待等の早期発見
 - ③ 虐待等への迅速かつ適切な対応

当事業者は、利用者に上記のとおり居宅介護支援サービスにかかる重要事項を説明しました。
この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

年 月 日

本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 一般社団法人 ヘルスケア甲賀
事業所名 居宅介護支援センター 甲賀 印
所在地 滋賀県甲賀市甲南町深川市場 10-1
管理者 森 由紀雄

説明者 森 由紀雄 印

年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

(本人様)

住 所 滋賀県甲賀市 _____

氏 名 _____ 印

(代理人様)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

別紙Ⅰ 【料金表】 ※介護保険が適用される場合は、自己負担はありません。

居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ)

| | | |
|----------|---------|----------------------------|
| 要介護Ⅰ・Ⅱ | 11,316円 | 厚生労働大臣の定める基準額 取扱件数45件未満 |
| 要介護Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ | 14,702円 | |

居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅱ)

| | | |
|----------|--------|---------------------------------|
| 要介護Ⅰ・Ⅱ | 5,668円 | 厚生労働大臣の定める基準額 取扱件数45件以上60件未満 |
| 要介護Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ | 7,335円 | |

| | 加算 | 加算額 | 算定回数等 |
|-------------------------|----------------------------|--|--|
| 要介護 度による 区分 なし | 初回加算 | 3,126円/回 | ・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合 |
| | 入院時情報連携加算(Ⅰ) | 2,605円/月 | 利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。 ※入院日以前の情報提供を含む。※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。 |
| | 入院時情報連携加算(Ⅱ) | 2,084円/月 | 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。※営業時間終了後に入院した場合であって、入院から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日を含む。 |
| | 退院・退所加算 | Ⅰイ 4,689円/回 Ⅰロ 6,252円/回 Ⅱイ 6,252円/回 Ⅱロ 7,815円/回 Ⅲ 9,378円/回 | 退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 (回数によって又はカンファレンス参加有無で単位変更有) |
| | 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 2,084円/回 | 病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合(1ヶ月に2回まで) |
| | 通院時情報連携加算 | 521円/月 | 利用者が医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対し当該利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行うとともに医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合 |
| | 看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価 | | 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う |

別紙2

【サービス利用状況】

(令和6年9月1日～令和7年2月28日)

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの提供割合
- ・訪問介護 28%
 - ・通所介護 29%
 - ・地域密着型通所介護 11%
 - ・福祉用具貸与 87%
- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合

| 訪問介護 | 通所介護 | 地域密着通所介護 | 福祉用具貸与 |
|------------------------|--------------------------|----------------|------------------|
| ほねつぎヘルパーステーション希望ヶ丘 52% | 懐かし処 いろり家 29% | ひなたぼっこかつらぎ 61% | 株式会社ライフ 35% |
| ヘルパーステーションえがお 37% | JA ゆうハート甲南デイサービスセンター 26% | 四季の里 39% | 草津介護センター 28% |
| まごころ訪問介護 7% | レーベンはとがひら デイサービス 26% | | ダスキンヘルスレント栗東 17% |

ヘルスケア甲賀 理念

一人ひとりの生きる力を引き出し、人々が健やかに暮らせる未来を創造する。